

近江八幡市放課後児童クラブ設置・運営事業者募集要項

令和7年7月2日

近江八幡市子ども健康部子育て政策課

1. 募集の趣旨

近江八幡市（以下「市」という。）には、現在、25 か所 38 支援単位の放課後児童クラブがあり、令和7年度は1,543名、全児童の35.0%が利用しています。

市内全体の児童数は減少傾向にあるものの、放課後児童クラブの利用希望者は年々増加している状況にあり、今後、定員を超えることが予想される地域を対象として、放課後児童クラブの設置及び運営を行う事業者を募集します。

2. 募集の概要

（1）種別

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業

（2）規模（利用定員）

概ね40名（目安であり、施設の状況によりこれを上回る又は下回る規模の提案については、これを妨げない）

（3）設置場所

桐原小学校区 1 か所

- 対象となる小学校区の児童を受け入れること。
- 桐原小学校の通学区域については、市ホームページを確認してください。

https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kyoiku_somu/1/1/762.html

（4）施設

事業者が所有又は賃借する物件であること。

（5）応募資格

社会福祉法人、学校法人、NPO法人、一般社団法人等の法人であること（営利・非営利は問わない）。

（6）開所時期

令和8年4月1日開所 （厳守）

3. 応募資格

- （1）応募に際し、市が求める応募様式及び添付資料について、「9. 今後のスケジュール」に示す期日までに提出すること。

(2) 応募資格

以下の要件の全てを満たす法人であること。(法人種別は問わない)

① 放課後児童クラブを開設し、継続して運営する能力、資力等を有すること。

(ア)業務遂行能力

➤ 事業を実施する施設及び体制の確保が見込まれること。

(イ)財務適格性

➤ 直近の決算報告書において債務超過がないこと。

➤ 運営に必要な資金を1か月分以上保有していること。

② 法人もしくは法人の代表者及び役員(それぞれ就任予定者を含む)が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

(ア)法人税、法人県(道都府)民税、事業税、法人市(町村)民税、固定資産税、水道料金、下水道使用料のいずれかを滞納している

(イ)法律行為を行う能力を有しない者が含まれている

(ウ)破産者で復権していない者が含まれている

(エ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者が含まれている

(オ)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者が含まれている

(カ)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(キ)近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準(平成22年近江八幡市告示第272号)第2条に基づく指名停止の措置期間中の者

(ク)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会から告発、排除勧告、審決又は課徴金納付命令を受けた日から2年を経過していない者

(ケ)手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない者

(コ)差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない者

(サ)破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て(債権者が申し立てを行った場合を除く⑫において同じ。)がなされた者

(シ)会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない者

4. 事業の設置及び運営に関する条件

(1) 放課後児童クラブの設置にあたり、次の基準を満たすこと。

① 「2.(3)設置場所」に示す小学校の通学区域内であること。

ただし、通学区域に近接しており、小学校の下校時に利用者が徒歩によって安全に登所

可能な場所についての提案は、これを妨げない。また、児童が徒歩で登所できる距離を超える場所に開設する場合は、登所方法を明確に記載すること。

- ② 住宅地や共同住宅・テナントビル等に設置する場合は、事業が円滑に実施できるよう、応募前に近隣住民等への周知や理解を得るよう努めること。この際、応募前であることを明示する等、適切な情報提供を行うこと。
- ③ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下、「専用区画」と言う。）として保育室、静養室を設けること。
- ④ 専用区画の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上であること。
- ⑤ 専用区画のほか、手洗い場、トイレ及び給湯設備等、放課後を過ごすために必要な設備を備えること。
- ⑥ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
- ⑦ 専用区画には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑧ 地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなど、児童の安全確保の配慮がされていること。
- ⑨ 利用者の保護者による送迎や職員のための駐車場・駐輪場を確保し、違法駐車による近隣迷惑、事故等の発生を防ぐ対応をすること。
- ⑩ 施設は、昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。また、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題のないもの、又は耐震補強済みのものであること。なお、応募時点でこれらの証明書類の提出が困難な場合は、開所日までに耐震化を行い、証明書類を提出する旨の誓約書を提出すること。これら証明書類等の提出を怠った場合、選考結果を取り消すことがある。
- ⑪ 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令の要件を遵守すること。
- ⑫ 同一敷地内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区分けをすること。

（2）放課後児童クラブの運営にあたり、次の基準を満たすこと。

- ① 利用日及び利用時間
 - 年間250日以上開所すること。
 - 休所日 日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - 小学校の授業日 放課後から午後6時30分まで
 - 小学校の休業日 午前8時から午後6時30分まで
 - 土曜日 午前8時から午後6時30分まで（利用希望が無い場合は閉所可）
- ② 放課後児童支援員の配置基準
 - 児童数1～19名 支援員 2人以上
 - 20名～35名 支援員 3人以上
 - 36名以上 支援員 4人以上
 - 放課後児童支援員は、1人を除き、代わりに補助員を配置することができる。
 - 開所時間中は必ず職員を2人以上配置すること。

③ 利用料

- 利用者（児童）1名につき月額10,000円（市内統一基準）とする。
- 事業者が徴収し運営費に充当すること。
- 利用料以外の利用者負担（延長保育料、おやつ代、行事等に係る実費負担等）については、事業者が設定し、徴収することができる。

④ その他

- 上記（１）、（２）は事業の設置及び運営に関する条件の概要であるので、事業の実施に当たっては、これらのほか次の関係法令等を遵守すること。
 - 放課後児童クラブの設備及び運営全般に関すること
「近江八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年近江八幡市条例第37号）」
 - 新たに放課後児童クラブを開所する際の基準等に関すること
「近江八幡市放課後児童クラブ新規運営者の基準等に関する要綱（平成25年近江八幡市告示第222号）」
 - 事業を実施する際の基準や補助金に関すること
「近江八幡市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成31年近江八幡市告示第109号）」
 - 放課後児童クラブに関する市の基準等の概要について、具体的に示したもの
「近江八幡市放課後児童クラブ運営ガイドライン」
- 地域全体で子育て環境の向上を図る観点から、事業の実施に当たっては、市や関係機関との連携・協力を努めること。

5. 施設整備にかかる補助金等

（１）施設整備時（当初）の補助金について

- この公募で特定され、施設を整備する事業者に対し、次の補助金を交付します。
- 施設の整備をするに当たり、賃借物件等による放課後児童クラブの設置及び改修等に要する費用について、近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱（平成28年近江八幡市告示第225号）に基づき予算の範囲内で補助金を交付します。
- 対象は、施設や設備の改修、設備の設置、備品の購入、開所準備に係る賃借料等。
- この補助金については、特定後に提案資料等に基づき、別途申請手続きを行う必要があります。
- この補助金は、概算払いが可能です。

（２）施設整備後（運営）の補助金について

- この公募を経て、新たに事業を行う事業者に対し、次の補助金を交付します。
- 施設整備後（令和8年度以降）の運営の費用については、「近江八幡市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成31年近江八幡市告示第109号）」に基づき予算の範囲

内で補助金を交付します。

- この補助金については、施設整備後に、児童福祉法の規定に基づく「放課後児童健全育成事業開始届」を提出した上で、事業計画書に基づき、別途申請手続きを行う必要があります。
- この補助金は、毎年度おおむね四半期ごとに概算払いを行っています。
※令和6年度実績は、5月、7月、11月、2月の4回

6. 応募手続き

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和7年7月2日（水）から令和7年9月2日（火）正午まで
- ② 配布方法
 - 直接配布…窓口での配布時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
 - 市ホームページからもダウンロード可能。郵送での配布は行わない。
- ③ 配布資料 募集要項及び申請書等の様式
- ④ 配布場所 近江八幡市役所（2階 子育て政策課）又は市ホームページ

(2) 質問及び回答

- ① 受付期間 令和7年8月12日（火）正午まで
- ② 受付方法

「質問書（様式第10号）」により、電子メールにて「10. 問合せ先」まで提出すること（期日必着）。電子メールにて提出した後、送付した旨を電話にて連絡すること。匿名、口頭による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法

令和7年8月18日（月）13時以降に市ホームページに公表する（質問した事業者名等は非公開）。ただし、「単なる意見にすぎないもの」や「誹謗中傷の意が含まれるもの」については、回答しない。

(3) 応募表明手続

- ① 提出書類 「応募意向申出書（様式第1号）」
- ② 受付期間 令和7年8月22日（金）正午まで
- ③ 受付方法 電子メールにて「10. 問合せ先」まで提出すること。
電子メールにて提出した後、送付した旨を電話にて連絡すること。

(4) 応募書類等の提出

- ① 提出書類
 - 別紙「提出書類一覧表」のとおり提出すること。
 - また、市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがある。
- ② 受付期間 令和7年8月22日（金）から令和7年9月2日（火）正午まで
（土・日曜日は除く）

- ③ 受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00は除く）
- ④ 提出方法
 - 提出書類は、「10. 問合せ先」まで直接持参すること。
 - 郵送等での提出は不可とする。
- ⑤ 提出部数 正本1部、副本（マスキング済）8部
- ⑥ その他
 - 事業計画書（様式第4号）は、1事業者につき1案とする。
 - 提出書類は、各資料A4サイズ（図面等はA3サイズ）とすること。
 - 提出書類は、ファイル綴にすること。なお、各資料を綴る場合、資料番号等を付す等して、分かりやすいよう綴ること。
 - 副本（8部）は、選考に用いるので、全ての提出書類について、提案事業者が特定できないよう、事業者の商号又は名称、代表者氏名等をマスキングして提出すること。
 - 提出書類は返却しない。
 - 応募に係る経費は申請者の負担とする。
 - 提出書類に不備がある場合、訂正を依頼することがある。

7. 選考及び最優秀提案者の特定

（1）選考方法

- 選考は、近江八幡市放課後児童クラブ設置・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。
- 委員会において、提出書類の審査及び事業者によるプレゼンテーション審査を行い、その内容により、最優秀及び次点の事業者を特定する。
- プレゼンテーション審査の日程は「9. 今後のスケジュール」のとおり。審査の実施要領（資料、時間等）については、応募書類の受付日以降に応募者へ書面（電子メール）にて通知する。なお、質疑応答を行うので、質問に対応できる者が必ず出席すること。
- 委員会は、非公開とする。

（2）選考基準

- 選考は、別表の審査基準により行う。
- 委員は、審査基準の配点の範囲で採点を行い、委員の評価点の総合計が最も高い事業者を最優秀として特定する。ただし、委員の評価点の総合計が基準点（6割）に達しない場合は、特定しない。
- 応募が1者の場合であっても、評価点の総合計が基準点（6割）を満たす場合には、特定をする。

（3）選考結果と公表

- 選考結果については、応募者に対し、郵送で通知するとともに、事業者名（最優秀・次点）を市ホームページで公表する。

- 選考結果について、個別の質問は受け付けない。

8. 留意事項

- (1) 応募者又はその関係者等から、自らの応募書類・計画内容の優劣を質問するなどの個別相談等、審査内容にかかる問い合わせは、審査の公平性を期するため、審査の事前・事後とも受け付けない。
- (2) 特定後の事業計画の変更は、原則として認めない。ただし、市からの改善要求に応じるものや、やむを得ないもので、審査結果に影響を与えないものに限り認める場合がある。
- (3) 市は、特定した事業者に対し、以下の場合その特定を取り消すことが出来る。
 - ① この募集要項及び提出書類等に記載された事項について、重大な違反行為があったとき。
 - ② 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど、計画内容に大幅な変更があったとき。
 - ③ その他の事情により、適切な事業の実施が困難と認められるとき。
 - ④ この公募に際し、市の指導等に対し誠実に対応しない等、放課後児童健全育成事業者として適切でないと認められるとき。
- (4) 特定された事業者は、速やかに近江八幡市放課後児童クラブ新規運営者の基準等に関する要綱(平成 25 年告示第 222 号)に基づく事前協議を行うこと。
- (5) 最優秀に特定された事業者が、辞退その他の理由で事業の実施が困難になった場合、あらかじめ選定した次点者がいるときは、その者を繰り上げる。
- (6) 令和 8 年度の放課後児童クラブ利用者(児童)の募集については、令和 7 年 10 月中旬に募集の案内を発出する予定である。特定された事業者は、速やかに募集に必要な情報(クラブの名称、場所、連絡先、受付方法、入所説明会の日程等)を市へ提供すること。

9. 今後のスケジュール

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集要項の配布 | 令和 7 年 7 月 2 日(水)から令和 7 年 9 月 2 日(火)正午まで |
| (2) 質問の受付 | 令和 7 年 8 月 12 日(火)正午まで |
| (3) 質問の回答 | 令和 7 年 8 月 18 日(月) |
| (4) 応募表明手続き | 令和 7 年 8 月 22 日(金)正午まで |
| (5) 応募書類の提出 | 令和 7 年 8 月 22 日(金)から令和 7 年 9 月 2 日(火)正午まで
(土・日曜日除く) |
| (6) 選定委員会による審査 | 令和 7 年 9 月 25 日(木) |
| (7) 選考結果の通知 | 令和 7 年 9 月下旬～10月上旬 |

10. 問い合わせ先

近江八幡市 子ども健康部 子育て政策課

住所 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

TEL 0748-36-5524（直通） FAX 0748-32-6518

Eメール 010432@city.omihachiman.lg.jp